2　国は、前条第二項の規定による要請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、前項の規定による国庫の負担額の全部又は一部を、同条第三項の規定による弁済に代えて、同条第一項の規定により求償の請求を行った都道府県に対して支払うことができる。

一　前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された費用の額が前項の規定による国庫の負担額を上回らないこと。

二　救助の行われた地の都道府県の区域内における被害の状況その他の事情を勘案して前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を当該都道府県に代わって当該求償の請求を行った都道府県に対して弁済する必要があること。

3　前項の規定により国が前条第一項の規定による求償の請求に係る費用を支払う場合における第一項の規定の適用については、同項中「前条第四項の規定による求償に対する支払に要した」とあるのは、「前条第二項の規定により救助の行われた地の都道府県から弁済するよう要請された」とする。

第三十六条を第二十一条とする。

第三十七条中「前条」を「前条第一項」に、「置かなければ」を「おかなければ」に改め、同条を第二十二条とし、同条の前に見出しとして「（災害救助基金）」を付する。

第三十八条第二項を削り、同条を第二十三条とする。

第三十九条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第二十四条とする。

第四十条中「第三十六条」を「第二十一条第一項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」に、「同条」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第四十一条中「左の」を「次の」に改め、同条第二号中「、勧業債券」を削り、「買入」を「買入れ」に改め、同条第三号中「第二十三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第四十二条中「、これを」を削り、同条を第二十七条とする。

第四十三条中「第三十八条」を「第二十三条」に改め、同条を第二十八条とする。

第四十四条に見出しとして「（繰替支弁）」を付し、同条中「第三十条第一項」を「第十三条第一項」に、「暇」を「いとま」に改め、同条を第二十九条とする。

第四十五条中「左の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に、「これを六箇月」を「六月」に、「五万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二十四条第一項」を「第七条第一項」に、「従わない者」を「従わなかった者」に改め、同条第二号中「第二十三条の二第一項又は第二十六条第一項」を「第五条第一項又は第九条第一項」に、「従わない者」を「従わなかった者」に改め、第四章中同条を第三十一条とする。

第四十六条中「詐偽」を「偽り」に、「これを六箇月」を「六月」に、「五万円」を「三十万円」に改め、後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるものは、同法による。

第四十六条を第三十二条とする。

第四十七条中「第二十三条の三第一項、第二項」を「第六条第一項若しくは第二項」に、「第二十七条第一項、第二項」を「第十条第一項若しくは第二項」に、「第二十三条の三第二項」を「第六条第二項」に、「第二十七条第二項」を「第十条第二項」に、「なさず」を「せず」に、「なした」を「した」に、「これを三万円」を「二十万円」に改め、同条を第三十三条とする。

第四十八条中「第四十五条」を「第三十一条」に、「なした」を「した」に、「罰するの外」を「罰するほか」に改め、同条を第三十四条とする。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章　雑則

第三十条　都道府県知事は、救助を行った者について、災害対策基本法第九十条の三第四項の規定により情報の提供の求めがあったときは、当該提供の求めに係る者についての同条第二項第一号から第四号までに掲げる情報であって自らが保有するものを提供するものとする。

（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正）

第四条　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「決定の特例」の下に「、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例」を加える。

第二条第一項中「存立」の下に「、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護」を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置）

第六条　相続人（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める者）が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百十五条第一項の期間（この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあっては、その伸長された期間。以下この条において同じ。）の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一　相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合　その者の相続人

二　相続人（前号の場合にあっては、同号に定める者）が未成年者又は成年被後見人である場合　その法定代理人

（内閣府設置法の一部改正）

第五条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

第四条第三項第十四号の二中「（平成十六年法律第百十二号）」を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第六条　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第八十三号を次のように改める。

八十三　削除

第四条第一項第八十六号中「第八十一号から前号まで」を「第八十一号、第八十二号及び前二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条（災害対策基本法目次の改正規定（「第三款　被災者の運送（第八十六条の十四）」を「第三款　被災者の運送（第八十六条の十四）　第四款　安否情報の提供等（第八十六条の十五）」に、「第八十六条の十五―第八十六条の十七」を「第八十六条の十六―第八十六条の十八」に改め、「第九十条の二」の下に「―第九十条の四」を加え